

保護者の皆様へ

愛媛県立伊予農業高等学校 事務室

奨学のための給付金について

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、生徒の保護者等に対し、奨学のための給付金（返済不要）を支給します。

（※現在審査中である就学支援金制度（授業料対象）とは別制度）

本制度は、7月1日を基準日として、支給要件を満たす場合に年額の一括給付を行うものです。下記の支給要件をご確認いただき、申請する場合は申請書類を期限までに御提出ください。

記

1 送付書類

- （１）奨学のための給付金について（本書類）
- （２）【お知らせ】奨学のための給付金について（県内国公立学校用）
- （３）【大切なお知らせ】高校生の学びを支えます。（リーフレット）
- （４）奨学のための給付金に係る提出書類等確認票
- （５）高校生等奨学給付金受給申請書関係書類
 - ア 様式第１号の１・・・３枚
 - イ （記入例）様式第１号の１・・・３枚
 - ウ 記入上の注意
 - エ 給付金振込先について
- （６）生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第４号）
- （７）委任状（様式第５号）

2 支給要件 **★今年度より収入要件が拡大しています**

- （１）保護者等（親権者、生計維持者）が愛媛県内に住所を有している
- （２）ア～ウのいずれかに該当する世帯である
 - ア 生活保護（生業扶助）受給世帯
 - イ 保護者等全員の令和８年度（令和７年分）所得に係る道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満の世帯
 - ウ ア、イいずれにも該当しないが、令和７年１月以降に家計が急変したことにより収入が激減し、申請月以降の世帯年収見込額が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が182,500円未満に相当する世帯（家計急変世帯）
- （３）基準日（７月１日時点）に在学している

※ 裏面へ続きます

参考：住民税所得割の確認の仕方

市役所・町役場から6月頃送付される「市民税・県民税・森林環境税 税額決定納税通知書」等の以下の場所をご確認ください。

税 額	市 民 税	税額控除前所得金額	80000
		税額控除額	1800
		所得割額	78200
		均等割額	3000
	県 民 税	税額控除前所得金額	60000
		税額控除額	1200
		所得割額	58800
		均等割額	1700

上記例の場合、市民税所得割額 78,200 円＋県民税所得割額 58,800 円で住民税所得割合算額は 137,000 円になります。

※親権者2名（父、母）の場合、2名の住民税所得割の合算額が182,500円未満であれば支給要件を満たしています。

3 提出書類

- (1) 奨学のための給付金に係る提出書類等確認票
- (2) 高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1）・・・3枚
- (3) 給付金振込先について（名義フリガナのわかる通帳写し貼付）
- (4) 申請者の属する世帯の住民票原本（続柄あり、マイナンバーなし）
※ 世帯全員が記載されたもの。親権者が別居している場合はその方の分も必要。
- (5) （住民税所得割の合算額が182,500円未満の場合に提出）
保護者等全員の課税所得証明書（原本）
※ 今年度からマイナンバーの分かる書類で代用はできません。
- (6) （生活保護受給世帯の場合に提出）
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第4号）
- (7) （希望する場合に提出） 委任状
※提出した場合、支給額は今後の校納金に充当し、申請者の口座へ入金しません。

★「2 支給要件」のウ（家計急変）に該当する世帯については追加で提出いただく書類がありますので、該当の場合は下記連絡先へご連絡ください。

4 提出期限

令和8年9月1日（火） 郵送可

【提出先及び問い合わせ先】

〒799-3111 伊予市下吾川1433

愛媛県立伊予農業高等学校 事務課 番正

TEL 089-982-1225